

# 兵庫県公報

平成22年8月31日 火曜日 第2214号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	3
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	3
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	3
○ 平成22年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（伐倒駆除）（豊かな森づくり課）	4
○ 同 上（特別伐倒駆除）（同）	4
○ 保安林の指定解除（同）	5
○ 保安林の指定の予定通知（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	7
<b>辞 令</b>	
○ 山本 健一ほか	7
<b>企業庁公告</b>	
○ 平成22年度潮芦屋涼風町暫定利用地事業提案競技の実施	7

## 告 示

### 兵庫県告示第878号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成22年8月31日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 引野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	和田 美好	豊岡市引野943番地
同	和田 一美	同 市引野989番地
同	木村 吉晴	同 市引野104番地
同	竹村 子匡	同 市引野149番地
同	藤木 繁行	同 市引野81番地
同	木村 良和	同 市引野487番地
同	平井 隆明	同 市引野514番地の1
同	由良 慎吾	同 市引野120番地
同	由良 卓己	同 市引野61番地
同	丸岡 勲	同 市中郷1568番地
同	武中 新助	同 市玉淵748番地
監 事	木村 弘	同 市引野518番地の1
同	太田 國雄	同 市玉淵540番地の10
同	上坂 孝一	同 市中郷1681番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	和 田 美 好	豊岡市引野943番地
同	和 田 一 美	同 市引野989番地
同	木 村 良 和	同 市引野487番地
同	由 良 卓 己	同 市引野61番地
同	平 井 隆 明	同 市引野514番地の1
同	竹 村 子 匡	同 市引野149番地
同	藤 木 繁 行	同 市引野81番地
同	木 村 吉 晴	同 市引野104番地
同	由 良 慎 吾	同 市引野120番地
同	丸 岡 勲	同 市中郷1568番地
同	木 村 彰 彦	同 市引野457番地の1
同	西 村 洋	同 市玉淵757番地
監 事	木 村 弘	同 市引野518番地の1
同	太 田 國 雄	同 市玉淵540番地の10
同	上 坂 孝 一	同 市中郷1681番地

2 中郷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岩 佐 當 久	豊岡市中郷1595番地
同	河 本 弘 美	同 市中郷1591番地
同	丸 岡 正 夫	同 市中郷1706番地
同	新 田 義 孝	同 市中郷1491番地
同	河 本 智 司	同 市中郷 7 番地の 1
同	西 垣 芳 昭	同 市中郷1668番地
同	森 本 勝 宗	同 市中郷1678番地
同	森 芳 郎	同 市中郷1543番地の2
監 事	齋 藤 美志人	同 市中郷1312番地の1
同	丸 岡 繁 喜	同 市中郷1572番地の4

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岩 佐 當 久	豊岡市中郷1595番地
同	丸 岡 正 夫	同 市中郷1706番地
同	新 田 義 孝	同 市中郷1491番地
同	河 本 智 司	同 市中郷 7 番地の 1
同	西 垣 芳 昭	同 市中郷1668番地
同	森 本 富 男	同 市中郷1677番地
同	武 中 均	同 市中郷1613番地の1
同	坂 本 市 男	同 市中郷1309番地
監 事	前 野 健 二	同 市中郷1326番地
同	森 正 行	同 市中郷1641番地



兵庫県告示第879号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成22年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日

兵庫県鮎屋川土地改良区

平成22年 5 月 11 日

**兵庫県告示第880号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成22年8月19日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成22年 8 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	上之池地区	平成22年8月31日から 同 年9月21日まで	揖 保 郡 太 子 町 役 場

**兵庫県告示第881号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成22年 8 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地 区 名
淡路市	平林地区

**兵庫県告示第882号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成18年兵庫県告示第897号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成22年9月7日限りで消滅する。

平成22年 8 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

富島加入区  
室津浦加入区

**兵庫県告示第883号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成22年9月8日から発生する。

平成22年 8 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

富島加入区  
室津浦加入区



**兵庫県告示第884号**

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成22年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、同郡市川町、同郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

平成22年 8月31日から平成23年 5月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒して天敵微生物不織布製剤を設置するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合はこの限りでない。

(3) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



**兵庫県告示第885号**

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成22年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、同郡市川町、同郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

平成22年 8月31日から平成23年 5月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

#### 4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さ6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、15ミリメートル）以下となるように破砕すること。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(4)により申請書を提出する場合はこの限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

### 兵庫県告示第886号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年8月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
神戸市東灘区本山町岡本字新林1313の1・字扇山1315の2・1316の2・1316の34（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1316の33
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民局神戸農林水産振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 兵庫県告示第887号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成22年8月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市青垣町口塩久字ドウ谷1035、1036の1、1036の2、1037、字ヲクガサコ1039から1049まで、字カゴサカ1050の1から1050の3まで、字シデ山1051から1056まで、字宮ノ上1057
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ヲクガサコ1042・字シデ山1052・1053（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第888号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市山南町村森字大谷1051から1063まで、1064の1、1064の2、字乳母ノ懐1065
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大谷1052・1053・字乳母ノ懐1065（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第889号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市八鹿町石原字妙見1755の3、1755の27から1755の31まで、1755の37
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第890号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、朝来市和田山駅南土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（土地区画整理 4級基準点測量及び出来形確認測量）
- 2 作業期間  
平成22年 7月20日から平成23年 8月31日まで
- 3 作業地域  
朝来市和田山町東谷地内



**兵庫県告示第891号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成22年 8月31日から 2週間、阪神南県民局西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成22年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 西 宮 豊 中 線	西宮市高松町540番 3 から 同 市高松町538番まで	旧	17.0から 30.0まで	31.0	
		新	22.0から 30.0まで	31.0	一部 予定地

**辞 令**

平成22年 8月 9 日付

(企画県民部参事)  
山 本 健 一

辞職を承認する

平成22年 8月10日付

橋 本 拓 哉

企画県民部参事に補する

**企 業 庁 公 告**

**平成22年度潮芦屋涼風町暫定利用地事業提案競技の実施**

潮芦屋涼風町暫定利用地の土地利用事業者を選考するため、事業提案競技を次のとおり実施する。

平成22年 8月31日

兵庫県公営企業管理者 岡 田 泰 介

- 1 趣旨  
潮芦屋涼風町暫定利用地におけるまちの魅力の向上や交流とにぎわいの創出を図るため、事業提案競技方式により民間事業者を広く募集する。
- 2 事業提案競技の概要
  - (1) 名称  
平成22年度潮芦屋涼風町暫定利用地事業提案競技
  - (2) 対象地  
芦屋市涼風町 1 番 1 の一部 面積27,561.55平方メートル
  - (3) 提案内容  
対象地における施設等の整備、運営、管理についての具体的な事業計画

- (4) 土地貸付条件  
賃貸借とする。その他の条件については募集要項による。
- (5) 開発条件  
募集要項による。
- (6) 主催者及び事務局
- ア 主催者  
兵庫県企業庁
- イ 事務局  
兵庫県企業庁臨海整備課分譲企画室まちづくり事業推進係  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁西館3階）  
電話 (078) 341-7711 内線 5508  
電子メールアドレス：bunjokikaku@pref.hyogo.lg.jp
- 3 応募資格  
募集の趣旨に沿った事業構想を有し、その事業の実施に当たってふさわしい資力、信用、経験、能力等を備えた企業等（公益法人を含む。）又は共同企業体であること。
- 4 応募手続
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布方法  
募集要項は事務局において配布する。
- イ 日時  
平成22年8月31日（火）から同年9月13日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 説明会の開催
- ア 日時  
平成22年9月6日（月）午後2時
- イ 場所  
神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館9階 902号室
- (3) 応募登録の受付
- 応募しようとする者は、応募登録をしなければならない。
- ア 応募登録方法  
応募登録しようとする者が、事務局に所定の登録申込書その他提出書類を持参又は郵送する。  
なお、提出書類の種類、提出部数等は募集要項による。
- イ 受付期間  
平成22年9月6日（月）から同月13日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）  
なお、郵送の場合は、平成22年9月13日（月）までに必着のこと。
- ウ 登録は無料とする。
- (4) 質疑応答
- ア 資格  
質疑は応募登録を行った者に限り行うことができる。
- イ 質疑の方法  
質疑は文書によることとし、事務局へ持参、郵送又は電子メールで行うこと。様式は募集要項による。  
口頭、電話等による質疑は受け付けない。
- ウ 受付期間  
平成22年9月6日（月）から同月13日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）  
なお、郵送の場合は、平成22年9月13日（月）までに必着のこと。
- エ 回答  
回答は、平成22年9月30日（木）までに、応募登録者全員に対して文書で行う。
- (5) 応募図書の提出



## ア 資格

所定の応募申込書、事業提案書類（事業計画等）及び企業等に関する書類等（以下「応募図書」という。）の提出は、応募登録を行った者に限り行うことができる。

## イ 応募申込方法

応募者は、応募図書を事務局に持参により提出すること。

## ウ 受付期間

平成22年10月8日（金）から同月14日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## エ 提案数

1応募者1提案とする。

## オ 費用負担

応募提案に要する費用は、応募者の負担とする。

## カ 応募図書の種類、提出部数

募集要項による。

## キ 応募図書の取扱い

- (7) 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- (f) 応募図書は必要に応じて公開することがある。
- (g) 応募図書は返却しないものとする。

## 6 当選者の選考等

## (1) 選考方法

兵庫県公営企業管理者（以下「管理者」という。）が設置する審査委員会において、応募図書の内容を審査し、当選者及び次順位者の選考を行い、その結果に基づいて、管理者が当選者、次順位者を決定する。

## (2) 評価項目

募集要項による。

## (3) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、応募者全員に文書で通知する。

イ 応募者数、当選者の名称とその提案内容の概要及び次順位者の名称を公表する。

## 7 当選後の取扱い

(1) 当選者は、事業実施に係る基本的な事項及び土地賃貸借契約（以下「本契約」という。）の締結までの必要な手続等について兵庫県企業庁と基本協定を締結することにより事業予定者となる。

(2) 事業予定者は、基本協定締結の後、応募案の事業計画、整備計画等について兵庫県企業庁と協議を行い、必要に応じて修正を加え、事業実施計画を策定し、兵庫県企業庁の承認を得る。

なお、兵庫県企業庁は承認に当たり芦屋市に意見照会を行うものとする。

(3) 兵庫県企業庁と事業予定者は、事業実施計画承認後速やかに本契約を締結する。事業予定者は、本契約の締結をもって事業者となる。

(4) 事業予定者となった当選者が兵庫県企業庁の指定する期日までに本契約を締結しないときは、次順位者が基本協定を締結して事業予定者となることがある。

## 8 その他

詳細は、募集要項による。